

相模原市監査委員公表第7号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、平成30年1月10日に実施した環境経済局の財務監査及び行政監査の結果に基づき措置を講じた旨、市長から通知があったので、当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成30年2月16日

相模原市監査委員 彦 根 啓

同 坪 井 廣 行

同 金 子 豊貴男

同 石 川 将 誠

1 財務監査対象事務

旅費の支出に関する事務及び委託料の支出に関する事務

2 監査の日程

平成29年8月9日から平成30年1月10日まで

3 措置に係る通知日

市長から通知があった日 平成30年1月29日

4 財務監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>ア 廃棄物指導課の旅費の支出に関する事務を調査したところ、平成29年6月に自宅から出張地まで直行により出張した旅費について、勤務場所から出張地までの旅費(定期券重複区間を除く)を上限とすべきところ、上限額を超える自宅から出張地までの旅費を支給したため、過払いとなっている事例が見られた。</p> <p>旅費の支給事務については、前回(平成29年1月)の定期監査において、出張命令簿に記載誤りが多数見られたことから注意事項としたところであるが、今回の監査においても不適正な事例が見られたことは遺憾である。</p> <p>今後、旅費の支給事務の執行に当たっては、「旅費事務の手引き」等の再確認を行うとともに、旅費の支給事務の確認体制を見直すなど再発防止に取り組み、適正に事務を執行されたい。</p> <p>【資源循環部廃棄物指導課】</p>	<p>平成29年8月9日から平成30年1月10日にかけて実施された財務監査における指摘事項につきましては、次のとおり改善措置を講じました。</p> <p>今回の不適正な事務処理の再発防止を図るため、「旅費事務の手引き」に基づき、出張旅費の算定過程を分かり易くした出張命令票作成フロー図や算定シート等を作成し、出張命令票の作成者の旅費算定誤りを防止するとともに、承認者及び決裁者による確認方法の改善を図りました。</p> <p>加えて、12月6日、7日の2日間、課内全職員に旅費の算定方法について個別研修を実施し、演習問題を解くことで理解を更に深めました。</p> <p>また、今年度の4月から11月までの全ての出張についても確認を行った結果、新たな過払いの事案が1件見つかったため、戻入処理をし、今回ご指摘のあった過払い分と合わせて11月9日に入金されたことを確認しております。</p>

イ 商業観光課の委託料の支出に関する事務を調査したところ、次のような事例が見られた。

(ア)相模原市民たてしな自然の村の管理に関する協定書に基づく指定管理料の支出(平成28年度分)について調査したところ、指定管理者は平成24年度から平成28年度までの5年間の宿泊者36,527人分の氏名、住所、電話番号等の個人情報を保有していたとのことであったが、平成29年3月末に業務が終了する際に、協定書の「個人情報の取扱いに関する特記事項」に定められた、指定管理者が個人情報を廃棄する場合の書面による事前申請及び市の承認が行われておらず、個人情報を廃棄した後の書面による市への報告も行われていなかった。

相模原市個人情報保護条例(平成16年相模原市条例第23号)では、個人の尊厳を保つ上で個人情報の保護が重要であることに鑑み、第12条で保存する必要がなくなった保有個人情報を速やか

今後につきましては、引き続き課内で情報共有を図り、研修や問題演習を定期的に実施することで、適正な旅費の支給事務を行うよう徹底してまいります。

【資源循環部廃棄物指導課】

相模原市民たてしな自然の村の閉鎖にあたり、口頭による報告等で廃棄を行った個人情報の処理につきましては、平成29年12月18日に、当該施設の指定管理者であった事業者より、廃棄した個人情報の件数、処理方法、処理経過、処理責任者等について書面にて報告を受けております。

また、キャンプ場管理運営業務委託契約書に監督及び検査に係る規定がないまま、報告等を受けていた処理につきましては、平成29年12月1日付けで契約を変更し、当該規定を追記し対応を図っております。委託料の精算に当たり、詳細な内訳がないまま、精算を行った処理につきましては、改めて受託者より、精算内容の内訳について報告を受けております。

再発防止に向けては、個人情報の取扱い及び契約事務の適正な執行につきまして、平成29年11月13日に所属長より職員に対し、個人情報保護の重要性和契約事務の適正な執行の徹底について周知徹底を図るとともに、平成29年12月28日に、総括副主幹を中心に個

に廃棄し、又は消去することが、第13条で指定管理者に市の公の施設の管理を行わせるときは、個人情報の適正な取扱いについて指定管理者が講ずべき措置を明らかにすることが定められており、協定書の個人情報の取扱いに関する特記事項において、廃棄する場合に講ずべき措置が定められている。

今後は、相模原市個人情報保護条例等に定められた個人情報の適正な取扱いに関する必要な措置が確実に講じられるよう、関係法令等を再確認し、適正に事務を執行されたい。

(イ)キャンプ場管理運営業務委託において、相模原市契約規則(平成4年相模原市規則第9号。以下「契約規則」という。)第30条に基づき契約書に記載することが必要とされている、契約の適正な履行を確保するための監督及び検査について規定されていなかった。

また、平成28年度の委託料の精算に当たり、精算金額の根拠となる精算報告書において、運営費について執行した内訳の詳細が記載されていないにもかかわらず、概算で支払った金額と同額で精算が行われていた。

当該委託契約については、前回

個人情報保護に係る法令、各事務手引き等の確認を含めた研修会を実施いたしました。

また、平成26年度に当課にて作成いたしました「事務処理ミス防止事務作業確認マニュアル」を見直し、契約内容の履行確認や委託料の精算事務等に係るチェックリストを追加し、このチェックリストに基づく事務の執行について職員に周知徹底を図りました。

更に、不適切な事務の再発防止には職員一人一人の意識改善が不可欠であることから、平成30年1月24日に、各職員の「公務の執行に対する心構え」としてまとめ、所属内で共有し改めて職務に取り組む姿勢や考え方を整理、認識いたしました。

今後につきましては、指摘を受けたことを重く受け止め、個人情報を取扱うことの重大さと契約事務の適正な執行について、研修等を通じ個々の職員に周知徹底を図り、組織として不適切な事務の再発防止に取り組んでまいります。

【経済部商業観光課】

(平成27年1月)の定期監査において、仕様書と見積書の相違や見積書の記載誤りが見られたことから指摘事項としたところであるが、今回の監査においても依然として不適正な事務処理を行っていたことは遺憾である。

今後、契約事務の執行に当たっては、その事務の重要性を再認識し、契約書約款、仕様書等関係書類の記載内容を精査・確認し、事務処理方法及び確認体制を見直すなど、再発防止に取り組み適正に事務を執行されたい。

【経済部商業観光課】

ウ 津久井地域環境課の委託料の支出に関する事務を調査したところ、平成28年度の相模原市鳥屋猟区入猟承認事務において、相模原市鳥屋猟区管理者印を押印した入猟承認証及び入猟車証(以下「入猟承認証等」という。)を各150枚程度、入猟期間前にあらかじめ契約相手方に預けておき、その後契約相手方が市から送付された入猟申込書を基に猟区近くに設置した受付所で入猟承認証等を作成し、入猟日当日に入猟者に交付していた。入猟日当日に入猟申込者名簿に記載のない者から入猟の申込みがあった場合にも、その場で入猟承認証等を交付し

1 管理規程に基づく適正な事務執行について

(1)入猟申込みの手続について(第7条関係)

入猟希望日の5日前までに行うこととなっている入猟申込みの手続を徹底するため、契約相手方に対して、入猟日当日に、市が事前に入猟承認証を発行した者以外への追加対応は行わないよう指示するとともに、猟区を毎年利用している入猟者の代表者に対しても、申込み期限の遵守について、通知送付により事前周知を図りました。

(2)入猟承認証等の作成について(第11条関係)

ていた。

入猟承認証の交付に当たって、入猟者住所欄への記載は行われておらず、退猟の際の入猟承認証等の回収は、鳥獣の捕獲があった場合に入猟承認証についてのみ行われていた。

相模原市鳥屋猟区における狩猟の管理については、狩猟鳥獣の生息数を確保しつつ安全な狩猟の実施を図るため、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)等に基づき相模原市鳥屋猟区管理規程(平成18年相模原市告示第386号。以下「管理規程」という。)を定め、神奈川県知事の認可を受けている。

しかしながら、管理規程第7条において入猟希望日の5日前までに行わなければならないとされている入猟申込みの手続についてや、第11条により様式が定められている入猟承認証への入猟者住所欄の記載について、さらには第12条に定められた入猟承認証等の返納について、管理規程とは異なる事務処理が行われていた。

また、相模原市鳥屋猟区管理者印の事前押印については、相模原市公印規則(昭和53年相模原市規則第23号。以下「公印規則」という。)第9条に定められた承認手続を経ておらず、押印済みの入猟承認証等について

これまで、契約相手方が入猟承認証等に記載していた、入猟者の住所等につきましては、必要となる全項目を当課職員が記載するとともに、記載内容に不備がないよう複数名での確認を実施した後、交付を行う契約相手方に渡しております。

(3)入猟承認証等の返納について(第12条関係)

契約相手方に対して、鳥獣の捕獲の有無に関わらず、全ての入猟者からの回収を徹底するよう指示するとともに、猟区を毎年利用している入猟者の代表者に対しても、入猟承認証等の返納義務について、通知送付により事前周知を図りました。

## 2 公印の適正な使用について

相模原市鳥屋猟区管理者印(以下「猟区管理者印」という。)の事前押印は行わず、入猟承認の起案とあわせて、当該公印の使用申請を行い、決裁後、公印管守者である所属長の承認を得た上で押印しております。

また、当課で作成した猟区管理者印の押印済みの入猟承認証等の交付及び回収状況につきましては、契約相手方に対し、随時確認を行っております。

今回の監査において、前回と同一の事務に対して再度指摘を受けたことにつきましては、当課として大変重く受け止

使用状況等の把握も行われていなかった。

鳥屋猟区入猟承認事務については、前回(平成27年5月)の定期監査において、管理規程と異なる事務処理を行っていたことなどについて注意事項としたにもかかわらず、今回の監査においても不適正な事務処理が見られたことは遺憾である。

今後、鳥屋猟区入猟承認事務に当たっては、担当者、管理監督者は長年の慣例に捕らわれることなく、関係諸規程を遵守するとともに、事務処理体制を見直すなど再発防止に取り組み、適正に事務を執行されたい。

【環境共生部津久井地域環境課】

めており、深く反省しなければならないものと認識しております。

このため、所属長より所属職員に対し、課内会議においてこの度の指摘や講評内容について周知徹底するとともに、各々が担当する業務においても適正な事務処理を遂行するよう、改めて訓示するなど、事務処理ミスの再発防止に向け、課内全体で取り組んでまいります。

今後は、再度根拠法令や関係諸規程の総合的な精査を行い、これらを遵守した適正な事務執行に当たるとともに、関係各機関と調整しながら、より効率的かつ効果的な運用ができる管理規程の見直しを行うなど、更なる改善を行う中で、安全で魅力ある猟区運営を図ってまいります。

【環境共生部津久井地域環境課】

1 行政監査対象事務

契約における業者選定(1者随意契約の場合)について

2 監査の日程

平成29年8月9日から平成30年1月10日まで

3 措置に係る通知日

市長から通知があった日 平成30年1月29日

4 行政監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>公園課が締結した相模川自然の村公園便所・炊事場清掃及び便所鍵開閉業務委託において、業務の一部が第三者に再委託されていたが、再委託承諾申請書の再委託内容を記載する欄には「公園便所・炊事場清掃業務及び便所鍵開閉業務」と記載されているだけで、再委託する業務の内容や範囲が明瞭に示されているとは言い難いものであった。</p> <p>ガイドラインでは、事業の主要な部分以外を再委託する必要がある場合は、再委託を行う業務の範囲などを委託業者より書面にて提出させ、契約担当課で妥当性を審査するよう努めなければならないとされている。</p> <p>今後は、再委託しようとする業務の内容や範囲を契約相手方から書面にて提出させ、その妥当性について審査を適切に行われたい。</p> <p>【環境共生部公園課】</p>	<p>平成29年8月9日から平成30年1月10日にかけて実施された行政監査における検討すべき事項につきましては、次のとおり改善措置を講じました。</p> <p>相模川自然の村公園便所・炊事場清掃及び鍵開閉業務委託における再委託につきましては、契約相手方より再委託承諾申請書の提出を受けておりましたが、業務の内容や範囲の詳細につきましては、口頭の確認により承諾をしていたため、その内容及び範囲について具体的に記載した記録書を作成し、平成29年12月1日付けで発注者受注者の各自記名押印のうえ、その1通を保有いたしました。</p> <p>また、次回の契約締結時におきましては、再委託承諾申請書に再委託をする業務の内容や範囲を明瞭に示すよう、契約相手方に指示するとともに、再委託する業務の内容や範囲の妥当性について、審査を適切に行うため、仕様書に明記する</p>



業務内容の記載を見直します。

なお、今回の監査の結果である検討すべき事項につきましては、直ちに所属長より所属職員に対し、その内容の趣旨について説明を行うことで、更なる適正な事務執行を行うように意識の向上を図りました。今後は、同様の事例を繰り返さないために、ガイドラインに基づく再委託の適正な執行について、職場内において研修等を行っていきます。

**【環境共生部公園課】**

1 行政監査対象事務

相模原市総合就職支援センターが実施する就労支援事業について

2 監査の日程

平成29年8月9日から平成30年1月10日まで

3 措置に係る通知日

市長から通知があった日 平成30年1月29日

4 行政監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>平成28年度の若者サポートステーション事業委託契約を調査したところ、業務の履行状況については、業務完了後に提出する業務完了報告書のほか、仕様書で定めた講座等12事業を実施した際には、その都度翌月の月報において市に報告することが定められているが、月報から実施が確認できたのは1事業のみであり、残りの11事業の実施については業務完了報告書では確認できたものの、月報で確認することができなかった。</p> <p>今後は、契約事務における履行確認の重要性を再認識し、報告書類等の確認方法を見直すなど事業の実施状況を適切に把握されたい。</p> <p>【経済部雇用政策課】</p>	<p>平成29年8月9日から平成30年1月10日にかけて実施された行政監査における検討すべき事項につきましては、次のとおり改善措置を講じました。</p> <p>ご指摘がありましたように、従来の月報は、書面では相談件数や進路決定者数などを中心とした内容となっており、実施した事業については、口頭による報告や随時の現場での確認となっておりました。今回のご指摘を受け、契約相手方とともに仕様書の内容を再確認し、実施した事業においても書面により報告を受けることにいたしました。今年度につきましては、9月までに実施した事業の報告について、10月31日付けで書面による提出を受けるとともに、10月以降に実施した事業の報告についても、定めた様式により、提出を受けております。</p> <p>また、契約事務における履行確認の重要性や提出書類等の再確認の必要性に</p>

ついて、周知徹底を図るとともに、今年度、当課が締結した契約について、契約書等に定めた報告書類が適正に作成・提出されていることを確認いたしました。

今後も、契約書等で定められた書類の提出や決裁を受けることなどは、契約事務に係る重要なポイントであるとの認識のもと、再発防止に向け適正な事務の執行に取り組んでまいります。

**【経済部雇用政策課】**